

平成24年（行ウ）第117号 発電所運転停止命令義務付請求事件

原告 134名

被告 国

準備書面（6）

2014（平成26）年6月3日

大阪地方裁判所 第2民事部 合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 冠 木 克 彦

弁護士 武 村 二 三 夫

弁護士 大 橋 さ ゆ り

弁護士 高 山 巖

弁護士 瀬 戸 崇 史

復代理人

弁護士 谷 次 郎

目次

第1 新しい設置許可基準規則が、原子力発電所事故で起こりうる汚染水問題を想定しておらず設置許可基準として備えるべき機能を有していないこと	3
1 問題の所在	3
2 汚染水対策に関する設置許可基準規則55条が、汚染水対策として実効性を備えておらず、基準たり得ないこと	4
第2 訴外関西電力の重大事故対策には、新しい設置許可基準規則にすら適合していないものが存在すること	8
1 問題の所在	8
2 設置許可基準規則55条に違反している	9
3 設置許可基準規則37条2項に違反している	11
4 設置許可基準規則51条に違反している	13
5 小括	17
第3 いわゆるF-6破砕帯についての原子力規制委員会の結論に疑義があること、並びに台場浜トレンチ内の破砕帯が、その近傍の重要な安全機能を有する施設に与える影響の有無を原子力規制委員会が全く評価しないまま、本件発電所について新規制基準適合性審査が進んでいること	17
1 はじめに－問題点の所在	17
2 本件に関連する規則の規定ぶり	20
3 評価書(乙49)における「F-6破砕帯」問題の結論とそれに対する疑義	23
4 台場浜トレンチ内の破砕帯が、その近傍の重要な安全機能を有する施設に与える影響の有無を原子力規制委員会が全く評価しないまま、本件発電所について新規制基準適合性審査が進んでいること	28

第1 新しい設置許可基準規則が、原子力発電所事故で起こりうる汚染水問題を想定しておらず設置許可基準として備えるべき機能を有していないこと

1 問題の所在

福島第一原発では、タンクや建屋から放射性物質が含まれている汚染水が日々あふれ出ている。汚染水は、地上や地中から海へと流れ、海洋を汚染し続けている。

福島第一原発事故は、原子力発電所の原子炉格納容器に損傷が生じた場合に、解決不能な汚染水問題を引き起こすことを明らかにした。

原子力規制委員会は、組織理念のなかで、「福島原子力発電所事故の教訓に学び、二度とこのような事故を起こさないために、・・・設置された」とうたっている（甲99）。

福島原発事故では、格納容器の損傷という事態が現に生じた。

福島原発事故の教訓に学ぶというのであれば、格納容器に損傷が生じた場合に発生し続けることになる汚染水問題への対応を十分に整備することが不可欠である。

しかし、現実には、汚染水問題の実態は解明されることはなく、その実態が示す事故原因にすらたどり着けていない。

新しい設置許可基準規則は、福島で現に起こっている汚染水問題をまったく想定しておらず、日々汚染水が発生し続けるような事態に対する対応を一切備えていない。このような規則では、規制委員会の組織理念に反することになるだけではなく、およそ人の生命、身体、財産の安全を図る機能を有していないことは明らかである。

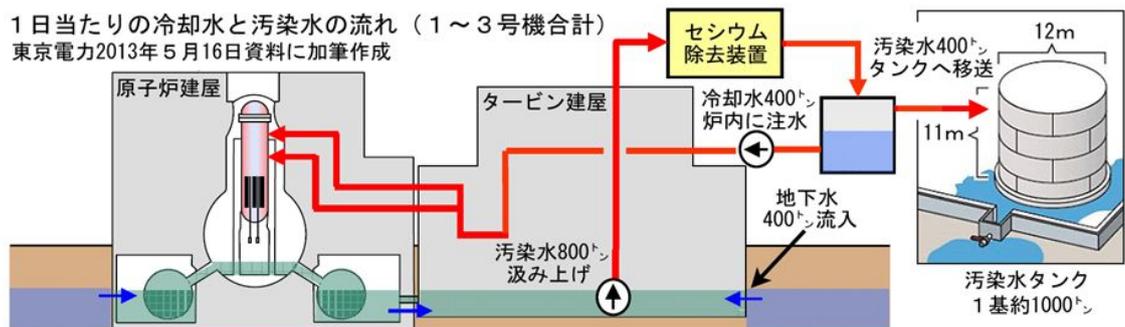
2 汚染水対策に関する設置許可基準規則55条が、汚染水対策として実効性を備えておらず、基準たり得ないこと

(1) 福島第一原発汚染水問題の実態

ここで、福島第一原発汚染水問題について確認しておく。その実態を知ることによって、汚染水問題への対応を前提としていない新しい設置許可基準規則が不十分であることが明らかになる。

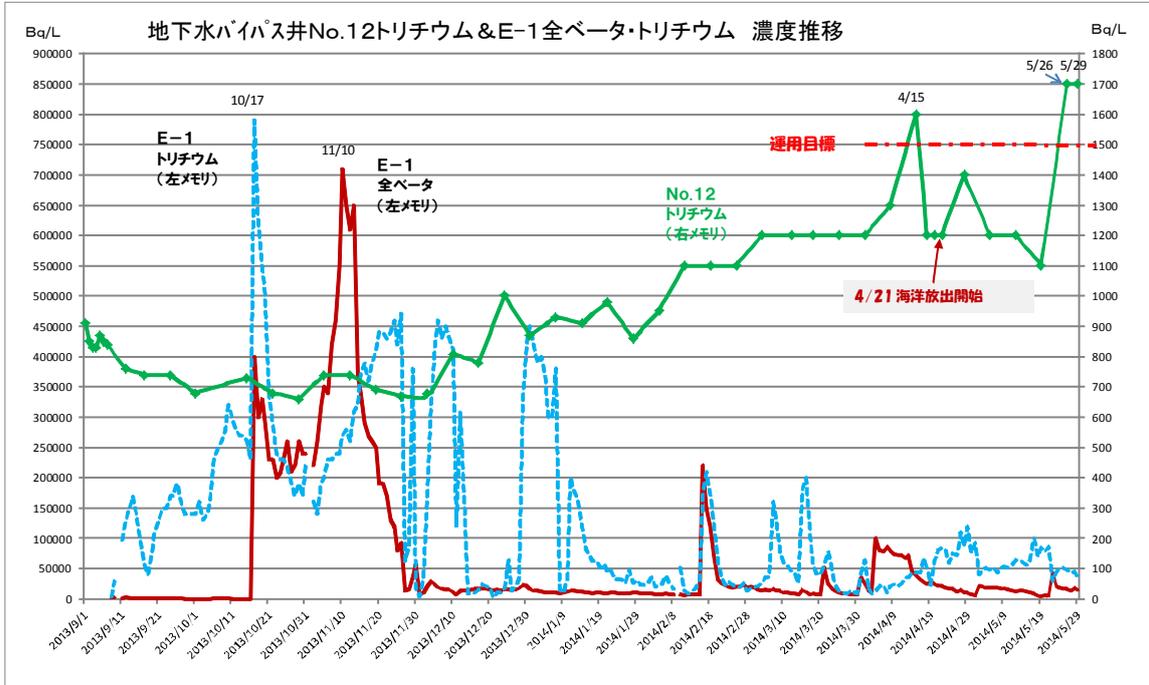
福島原発で汚染水が増え続けているのは、溶融した1～3号機の炉心を冷却する目的で毎日400トンの水を原子炉圧力容器に注入しているためである。注入された水は、当然内部の放射能によって汚染される。その結果、400トンの汚染水が発生する。その、汚染水が、本来は密閉されているはずの格納容器を通り抜けて隣のタービン建屋に到達し、そこで400トンの地下水と混ざり合って800トンの汚染水を毎日作り出している。

そのうち400トンは再び冷却水として用いるが、残りの400トンはタンクに貯めていくしかない。タンクは直径12m、高さ11mであり、容量は1千トンである。2日半で1基が満杯になる計算になる。実際には、汚染された堰内の雨水などもタンクに貯めていくことから、ほぼ2日ごとに1基のタンクが必要になる異常な状況にある。さらには、タンクからの漏洩も発覚しており、高濃度の放射能が測定されている。



今年4月21日からは、地下水バイパスを使って、基準値以下の汚染水を海

洋に放出する作業が開始されているが、5月中旬以降、井No. 12からは運



用目標を上回るトリチウムが検出される事態となっている。

2月13日付け東京新聞によると、福島第1原発2号機の海側敷地の井戸から、放出限度の500倍以上とされる7万6000Bq/Lもの高濃度セシウムが検出されている。建屋からトレンチに入った汚染水が漏れたのではないかと推測されている。

格納容器からタービン建屋に汚染水が到達するルートも未解明である。

福島の汚染水問題は、今も発生し続けている原発事故後の中心的課題である。

(2) 設置許可基準規則55条は福島事故のような汚染水問題を念頭に置いていない

新しい設置許可基準規則は、福島で起きている汚染水問題を念頭には置いていないことに注意すべきである。

設置許可基準規則55条は、「発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損・・・に至った場合において工場等外への放射性物質の

拡散を抑制するために必要な設備を設けなければならない」と規定する。

55条は、原子炉格納容器が「破損に至った」場合の放射性物質の拡散抑制設備に関する規定である。

福島では格納容器が破損に至っている。そして、日々、汚染水が増えている。このような場合の対策が求められているはずである。

原子力発電所が通常運転している状態では、冷却水が漏れることはない。冷却水が炉内を通り、蒸気発生器で冷却されて循環し、配管の錆などの不純物は別ルートで濾しとる仕組みがあるからである。

しかし、福島第一原発の事故後、格納容器内で循環装置を働かせることが不可能であることは自明である。だから、原子炉圧力容器内に注入した水が、格納容器を通じて最終的に外部に出てくる。そして、さらに別の水を注入することになる。この繰り返しである。

つまり、格納容器内に注入され、汚染された水が外部に出てくるのが前提となっている。前述のように、ルートは未解明ではあるが、冷却水は、格納容器を通り抜けてタービン建屋に流出している。その結果、冷却が成り立っているのである。このことは、格納容器は何らかの形で破損している状態にあることを示している。これが福島の実態である。

ところが、国は、新しい設置許可基準規則によって、福島で発生しているような重大な汚染水問題に対処しようとは考えていない。平成26年4月30日にあった原子力規制庁等政府機関と市民団体との交渉のなかで、本件の被告指定代理人でもある布田洋史・安全規制管理官付管理官補佐は以下の発言をした（甲100の1，2）。

市民：このずっと審査の中で、福島の汚染水のようなそういうものが九電で起きた場合の対策をどうするのか、ということについては議論はしていない。これでいいですね。

布田：個々の事態では今、1F事故（注：福島第一原発事故）のような汚染水の関係については、規制基準の中では対応を求めておらないと理解していますので、我々としては、規制基準のもとで審査を続けていくということです。

「規制基準の中では対応を求めておらない」という布田発言は、新しい設置許可基準規則は、福島第1原発で起きた重大な汚染水問題への対応を事業者に求めていないことを明言したものである。福島の教訓に学ぶはずで設けられた新しい規制基準が、現に我々が経験した原発事故における現実かつ最大の懸案に対処するものではないというのである。

そうであるとすれば、新しい規制基準に何の意味があるのか。

大飯3・4号機の再稼働審査においては、原子力規制委員会の上記組織理念に照らしても、当然重大事故が起こった場合の汚染水対策、とりわけ海洋への流出防止が検討の対象とされるべきである。

しかし、新規制法ではこの点がきわめてあいまいで、どれだけの汚染水が格納容器外に放出されるかという想定が見られないだけでなく、実際にも、「対応を求めない」というのである。

(3) 小括

以上のとおり、設置許可基準規則55条は、格納容器の破損に至った場合における放射性物質の拡散抑制のための基準として、福島第一原発における深刻な汚染水問題を想定していない。これでは福島の教訓におよそ学んだものとは評価できず、基準としても機能しないことは明らかである。

「二度とこのような事故を起こさない」という原子力規制委員会の組織理念に照らせば、まずは「このような事故」の実態を把握することが先決である。今は、汚染水対策に専念すべきときであって、大飯3・4号機の再稼働審査は、

少なくとも汚染水の実態把握がなされ、確実な海洋流出防止対策が確立するまで凍結すべきである。

格納容器が損傷し、日々、大量の汚染水が発生し続けるという事態が現に起きている。他の原発でもそのことを想定した対策を採らなければならないことは言うまでもない。新しい設置許可基準がそれを求めているというのであれば、この基準は、それをクリアしたとしても、その原子力発電所は、重大な汚染水によって周辺住民の生命、身体、財産等を侵害する危険を有していることを意味する。

したがって、新しい設置許可基準規則は、基準としての意味がないことになる。

設置許可基準規則違反があることは、本件訴訟で国に運転停止命令を求める理由のひとつとなっている。その基準が、現実に福島で起きている重大な汚染水対策を念頭に置いていない以上、基準違反以前の問題として、国は当然に運転停止命令を出さなければならないはずである。

第2 訴外関西電力の重大事故対策には、新しい設置許可基準規則にすら適合していないものが存在すること

1 問題の所在

新しい設置許可基準規則は、重大事故対策（重大事故の防止及び重大事故が発生した場合の対応も含む）を求めている。

しかし、訴外関西電力がこれまでに示している重大事故対策は、上記のとおり基準として意味をもたない新しい設置許可基準規則にすら適合していない。

不十分な基準にすら適合しない対策しか採られていないことが明らかである以上、大飯原発を再稼働させることは現実の危険を伴っている。

2 設置許可基準規則55条に違反している

訴外関西電力は、新しい設置許可基準規則55条に基づく審査基準を満たしていない。

設置許可基準規則55条は、「発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損・・・に至った場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備を設けなければならない」と規定しており、それを受けて、「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」（以下、審査基準）1.12は次のように解釈されている。

◆審査基準 1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

【解釈】

1 「工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な手順等」とは、以下に規定する措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。

a) 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、放水設備により、工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な手順等を整備すること。

b) 海洋への放射性物質の拡散を抑制する手順等を整備すること。

この規定は、「格納容器の破損」があった場合の対策に関する規定である。その内容は、要するに、「放水設備」による手順の整備を求めているにとどまっている。

訴外関西電力は、2月18日の審査会合で、下記のような対策を提示した（甲101 2月18日資料3-3, 2-117頁）。

すなわち、上記のような事態が発生した場合の工場等外への放射性物質の拡

散を抑制するための手順等として、

放射性物質の拡散を抑制するため、大容量ポンプにより海水を放水砲を用いて建屋の損傷箇所に放水する手順、海洋への汚染水の拡散の抑制を図るため、取水口および放水口にシルトフェンスを設置する手順をS A所達に整備している。

と整備状況を回答したのである。

要するに、建屋の損傷箇所に放水をして放射性物質を地上に落とし、その落ちた物質が拡散しないように、取水口及び放水口にシルトフェンスを張るというのである。

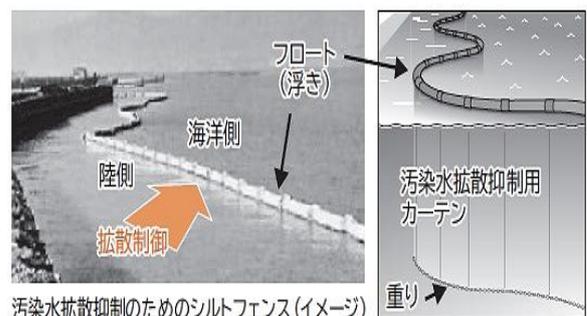
しかし、これでは「拡散を抑制するために必要な設備」とは言えない。

シルトフェンスは数ミクロン程度以上の泥微粒子をこしとるものであり、1000分の1ミクロン程度である放射性物質の流出を防ぐことはできない。いわば、バスケットボールが通り抜けられない程度の網でパチンコ玉をひっかけようとするようなものである。セシウムイオンやストロンチウムイオンのような分子レベルの放射能を遮ることは出来ないのである。まして、水と区別できないトリチウム水を遮ることはおよそ不可能である。

これでは、現に、福島で起きている重大な汚染水問題の対策にはならないことは明らかである。

そもそも、福島第一原発の実態に照らしても、汚染水は、取水口や放水口を通過して流れるだけではない。たとえば、下部キャビティの底のコンクリートを貫いて岩盤上に直接汚染水が浸出し、そこから海洋へと流出することも十分考えられる。

なによりも、上記対策は、一時的な放水で放射性物質を下に落とせるような場合でしか通用しないもので



開電資料より

あって、福島第一原発で起きているような、日々大量の汚染水が発生し続けるような事態を前提にしたものではないことは明らかである。

したがって、シルトフェンスは、「海洋への放射性物質の拡散を抑制する設備を整備」したものとは到底評価することができない。設置変更許可申請書添付十によると、訴外関西電力が大飯原発において、上記規則が求める設備として予定しているのは、シルトフェンスを張ることだけであるから（甲102）、結局、55条が求める対策がとられないまま審査が進められていることになる。

3 設置許可基準規則37条2項に違反している

- (1) 設置許可基準規則37条2項は、「発電用原子炉施設は、重大事故が発生した場合において、原子炉格納容器の破損・・・を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。」と規定する。

「原子炉格納容器の破損防止」に関する規定である。

そして、この「重大事故」には「炉心の著しい損傷」が含まれる（原子炉等規制法43条の3の6第1項三号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則4条一号）。

次に、「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」では、「1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等」の【要求事項】として、

発電用原子炉設置者において、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、熔融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。

とされている。

さらに、【解釈】において、「熔融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延

・防止」として、

熔融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するため、原子炉圧力容器へ注水する手順等を整備すること。

との解釈が示されている（甲103，23頁）。

熔融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延・防止するとは、要するに、「原子炉容器の破損を出来る限り遅らせる」「破損をさせない」ということである。炉心の原子炉格納容器への落下をできるかぎり遅延・防止させるために、原子炉容器を冷却する手順が用意されなければならないということを意味する。

(2)ところが、訴外関西電力は、大飯原発3号機、4号機に関して、炉心損傷を判断した時点で原子炉容器への注水をあきらめて、原子炉格納容器への落下を前提に格納容器天井からのスプレイに切り替えることにしている。

これは、設置基準規則37条2項及び上記審査基準に違反している。

最悪のシナリオを想定した場合に原子炉容器への注水をあきらめてしまうことの問題性については、2013年（平成25年）8月15日の玄海原発3号機、4号機に関する審査会合で議論された。九州電力も、玄海原発3号機、4号機で想定される重大事故シナリオについて、関西電力と同様の対策を示したが、規制委員会側は、炉内冷却をすぐにあきらめる方式に対して強い懸念を示したうえで、設備を整えるべきだという意見が述べられたことから、審査適合性の観点から重大な疑義が呈されていることは明らかである（甲104）。

玄海原発と同様の対応しかしていない大飯原発3号機、4号機についても同様の懸念があることは明らかである。

(3)炉内への注水と格納容器スプレイへの注水が切り替え方式になっているという訴外関西電力の対策は、原子炉容器の破損を防止しようとしないう点で、上記規則37条2項、上記審査基準1.8に明らかに違反している。

4 設置許可基準規則51条に違反している

(1) 設置許可基準規則51条は、「発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために必要な設備を設けなければならない。」と規定する。

要するに、原子炉格納容器に炉心が落下した場合に備えて、原子炉格納容器の下部に注水するための設備を設けることが求められていることがわかる。

しかし、訴外関西電力が設けようとしている設備は、上記規則を満たしていない。原発事故として想定できる最悪のシナリオとして想定されている「大破断LOCAでECCS失敗で格納容器スプレイ循環失敗」という事態への対応として、訴外関西電力が示している対応は、「必要な設備をもうけなければならない」という規則の要請に応じたものとはいえない。

(2) 「大破断LOCA」とは、配管等の破損により起こる1次冷却材喪失事故（Loss-of-coolant accident）のうち、破断口が大きい場合をいう。

「ECCS失敗」とは、1次冷却材喪失事故時に炉心に外部から冷却水を注入する設備（ECCS：Emergency Core Cooling System）を働かせるべきところ、その設備が働かない状態をいう。

「格納容器スプレイ循環失敗」とは、上部スプレイから水を散布して格納容器内を冷却するために、下部の格納容器サンプから格納容器スプレイポンプによって水を循環させるべきところ、そのポンプの故障等により循環機能が働かない状態をいう。

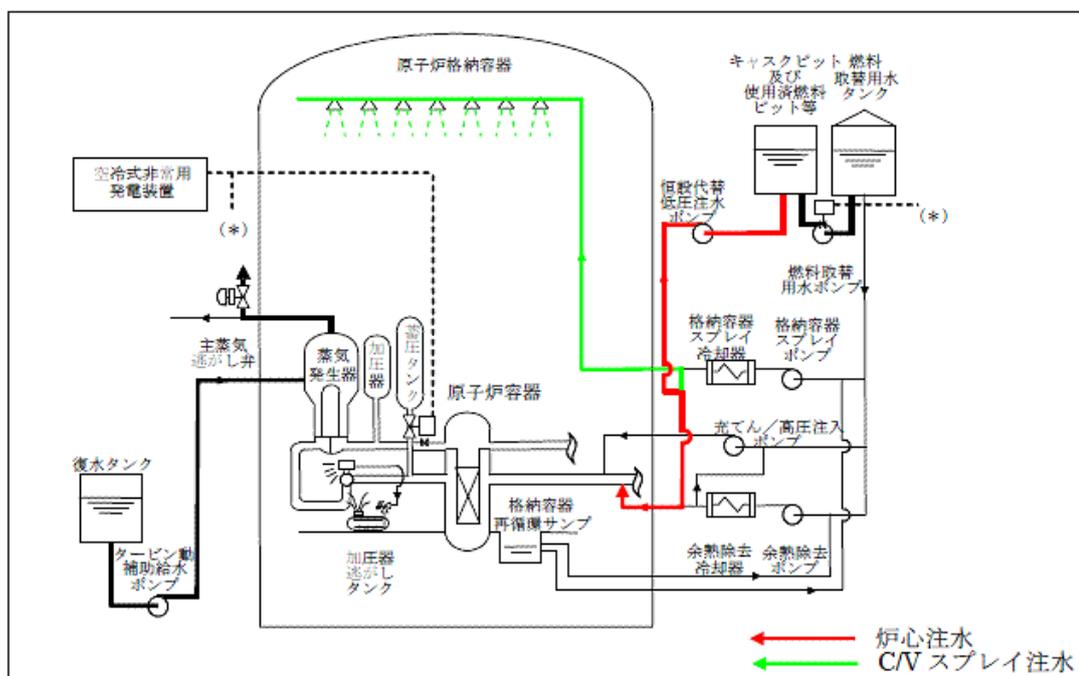
(3) このような最悪の事態が生じた場合の対策として、訴外関西電力は、昨年10月1日の新規制基準適合性に係る審査会合で、規制委員会に対し、「炉心損傷前後における恒設代替低圧注水ポンプの注入先について」として、以下のような方式を示した（甲105、44-1頁）

- ・有効性評価「大LOCA+ECCS注入失敗+格納容器スプレイ失敗」の対応については、事象発生初期から恒設代替低圧注水ポンプによる注入準備を開始することにしており、恒設代替低圧注水ポンプの注入先については、電動弁2弁を中央制御室から遠隔操作することにより、原子炉容器と格納容器を短時間で切り替えることが可能である。
- ・炉心損傷前段階においては、原子炉容器に注入する系統構成としているが、炉心損傷を判断した時点以降は、下記理由により格納容器損傷防止のため、格納容器への注入（原子炉下部キャビティ室への水張り）に切り替えることとしている。なお、今回の事象のように短時間に炉心に(マ)損傷に至る場合においては、結果として原子炉容器に注入することなく、格納容器へ注入するケースもありうる。
- ・炉心損傷に至った場合には、大量の放射性物質が格納容器に放出される蓋然性が高く、環境への放射性物質の放出を防止するためには、格納容器破損防止対策を優先的に実施する必要がある。
- ・また、炉心損傷判断後も原子炉容器への注入を継続し、破断口からの漏えいにより原子炉下部キャビティに水張りを実施することも理論上可能であるが、原子炉容器に注入された水は、炉心の崩壊熱等を除去した後、一部は蒸気となり破断口より放出され、原子炉格納容器の気相部に留まることになり、原子炉下部キャビティ室の水張りに寄与できる可能性が低くなる。また、恒設代替低圧注水ポンプを格納容器スプレイさせている間にECCS再循環もしくは代替再循環機能が復旧した場合は、炉心損傷後の手順書である『1次系へのほう酸水注入』に従い炉心注入する場合もある。

(下線は引用者)

訴外関西電力の上記事事故対策では、溶融炉心が原子炉容器を突き抜けて原子炉格納容器の下部に落下することを想定されており、「炉心の著しい損傷」であり、まさに重大事故に該当することになる。

訴外関西電力は、炉心損傷を判断した時点で、溶融した炉心が原子力容器を突き抜け、原子炉格納容器下部に落下することを想定し、その落下した炉心を冷却するため、恒設代替低圧注水ポンプを原子炉容器への注入に使うことをあらかじめ、格納容器天井からのスプレー用に切り替えることを前提にしている。その理由は、上記下線部のとおり、原子炉容器に注入しても、破断したパイプから蒸気として放出されてしまうため、その分下部キャビティに注ぐべき水が減少するということがある。



(2013年10月1日審査会合 資料3-2 (甲105), 44-1頁の図)

上記図面で説明すると、当初赤色の線で炉心注水をしていたものを、炉心溶融が起こった場合は、緑色の格納容器天井からのスプレーに切り替えるということになる。

(4) 炉心溶融が起こって溶融した炉心（燃料部）が原子炉容器を溶かして、さらにその下の原子炉格納容器の下部キャビティに落下した場合、そこにある程度以上の水が溜まっていなければ、溶けた炉心によってコンクリートが破壊されることになる。そうすると、溶融した炉心と放射能に汚染された水が格納容器

外に漏出し、汚染水が地下にしみこんだり、海洋へと流出したりする大惨事となることは明らかである。

現状では、下部キャビティに水を溜める方法として、格納容器上部にあるスプレイ装置からのスプレイ水を壁伝いや隙間や連通管を通じて下部キャビティに導くことになっている。

しかし、このような対応は不十分とされており、他の原子力発電所の対策と比べても甚だしく遅れている。

北海道電力の泊3号に関する審査会合では、原子力規制庁の天野直樹課長補佐は、次のように述べ、設備をもうける必要があることを明確にした。

「51条の解釈では、接続する建屋内の流路をあらかじめ施設することというふうになってございまして、建屋内については事前の接続が求められています。」（甲106，21頁。傍線引用者。）。

上記の北海道電力泊原発3号機に対する規制委員会の要求は、「下部キャビティへの水張りについて、51条の解釈では流路を予め敷設することを求めている。ラインナップまで準備しておくことが要求であるため対応すること」というものであり、これは委員会の見解として定式化されている（甲107，1頁，No.0820-05）。北海道電力はこれを受けて設備の新設を回答している（甲108，20～28頁）。四国電力も、伊方原発3号機に関し、連通管などの設備をつくる回答をしている（甲109，14頁，No.0829-04及び甲110，5頁，甲111，IV-1～IV-12頁）。

ところが、訴外関西電力は、昨年10月1日の審査会合で、大飯原発3号機、4号機について、壁伝い等の現状設備のままの申請書を提出し（甲112，46-1～46-4頁），さらに、10月15日の資料1-2でもまったく同じ図を提出しているのである（甲113，46-1～46-4頁）。

訴外関西電力は、「あらかじめ施設する」、つまり設備を設ける必要があるのにこれを完全に無視している。この対応が51条に違反していることは明らか

かである。

5 小括

以上のとおり，訴外関西電力の重大事故対策には，規則の要求を満たさない点が複数存在する。設置許可基準規則が求める手順等の整備，設備の設置がされていない以上，これらの規則違反を看過することは許されず，国が停止命令を出さなければならない事態にあることは明らかである。

第3 いわゆるF-6破砕帯についての原子力規制委員会の結論に疑義があること、並びに台場浜トレンチ内の破砕帯が、その近傍の重要な安全機能を有する施設に与える影響の有無を原子力規制委員会が全く評価しないまま、本件発電所について新規制基準適合性審査が進んでいること

1 はじめに一問題点の所在

(1) 原告らは、2013（平成25）年9月19日付け訴えの変更申立書で「F-6破砕帯は活断層ではないとの判断は出ていない」との点に関する主張を行った。

原告らが従前よりこの問題についての主張を行ってきたのは、大飯3・4号機の敷地内に存在するF-6破砕帯が耐震重要施設である非常用取水路の直下に存在するため、F-6破砕帯が「将来活動する可能性のある断層等」と認められる場合には、大飯3・4号機は設置許可基準規則3条3項違反となるからである。そして、耐震重要施設直下の断層は、断層変位により施設を直接的に破壊しうるという点で、地震動による影響とは異なる危険性を有する。

(2) 被告が平成26年6月4日付被告第5準備書面で主張する通り、この点について検討を行ってきた原子力規制委員会の「大飯発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合」の評価書（乙49）が、2014年2月12日の平成25年度第42回原子力規制委員会で議論され、同日、原子力規制委員会はその評

価書を了承した（乙50）。

ア この評価書の内容の要点は以下の通りである（乙49、74頁図22も参照）。

（ア）F-6 破砕帯の位置については、設置許可申請書とは異なる位置に存在するものという主張が訴外関西電力からなされ、評価書においてもその主張が認められた（以下、この異なる位置に存在するという破砕帯を「新F-6 破砕帯」という。新F-6 破砕帯も非常用取水路（乙49では「海水管トンネル」と呼ばれている）の直下に存在する）。

（イ）新F-6 破砕帯については、「将来活動する可能性のある断層等」には該当しないと判断した。

（ウ）従前F-6 破砕帯の一部と考えられていた本件発電所の敷地内に露頭が存在する台場浜トレンチ内の破砕帯については、「将来活動する可能性のある断層等」に該当するとした。同時に、台場浜には耐震重要施設がなく、かつ、新F-6 破砕帯とは連続しないと判断したため、それ以上の検討はなされていない。

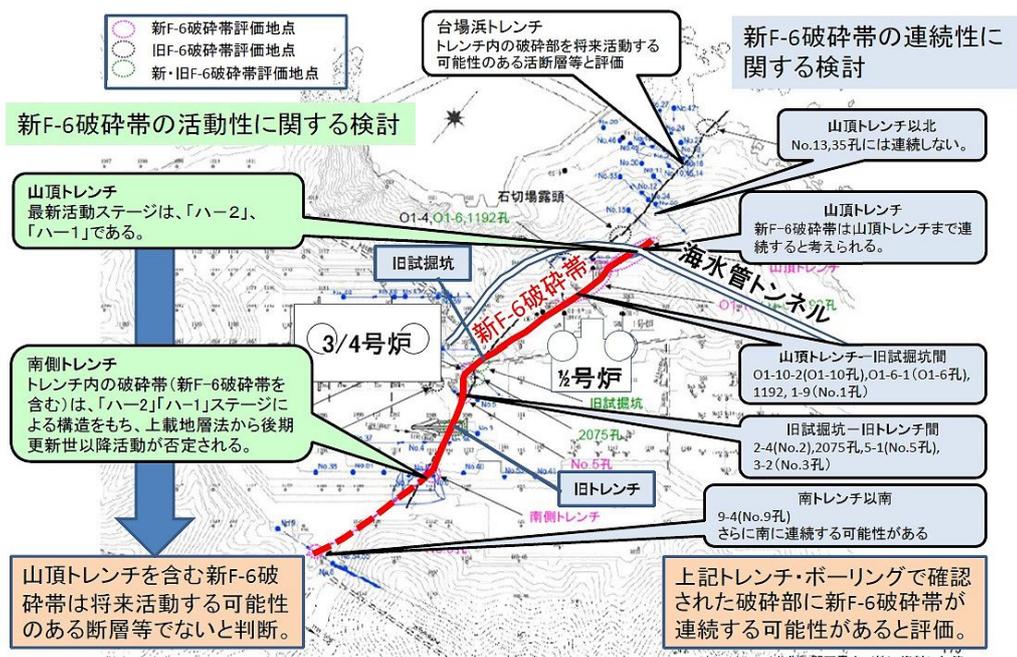


図22 新F-6破砕帯の連続性及び活動性の評価のまとめ

イ この、有識者会合がまとめ、原子力規制委員会が了承した評価書の内容に関連して、以下の問題点がある。

(ア) まず、新F-6 破砕帯が「将来活動する可能性のある断層等」には該当しないとした結果に対して疑義がある。その要点は、①調査について事業者側が主導権を握り、当初原子力規制委員会が要求していた内容の調査が行われなかったにもかかわらず、事業者側が主導した調査の結果に基づき結論が出されていること、②新F-6 破砕帯の連続性の判断について疑義があること、③新F-6 破砕帯の活動性についての判断について疑義があること、である。これらの疑義が解決されない限り、新F-6 破砕帯は安全側の判断として「将来活動する可能性のある断層等」として扱うべきであるので、大飯3・4号機は設置許可基準規則3条3項に違反することになる。

(イ) 次に、台場浜トレンチ内破砕帯については、「将来活動する可能性のある断層等」に該当するとしたが、台場浜には耐震重要施設がなく、かつ、新F-6 破砕帯とは連続しないという理由によりそれ以上の検討がなされていない。

しかし、台場浜トレンチ内破砕帯は本件発電所の敷地内にその露頭が存在するところ、台場浜自体が耐震重要施設である非常用取水路の近傍にあり、また、同破砕帯の非常用取水路の方向への連続性を検討すべきという専門家の意見もあるため、台場浜トレンチ内破砕帯については、「基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に係る審査ガイド」(甲114)に基づく確認を行う必要があるが、現状ではなされていない。この点からも、大飯3・4号機は設置許可基準規則3条3項に違反することになる。

(3) 以下、後記2において敷地内破砕帯に関連する規則の規定ぶりを確認した上で、新F-6 破砕帯に関する問題を後記3で、台場浜トレンチ内破砕帯に関する問題を後記4で詳述する。

2 本件に関連する規則の規定ぶり

(1) 設置許可基準規則 3 条 3 項

設置許可基準規則（甲 4 2） 3 条 3 項は、「耐震重要施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。」としている。

(2) 前記規則 3 条の「解釈」（甲 4 3）では、「別記 1」にその解釈がまとめられている（傍線引用者。以下同じ）。

「第 3 条第 3 項に規定する「変位」とは、将来活動する可能性のある断層等が活動することにより、地盤に与えるずれをいう。また、同項に規定する「変位が生ずるおそれがない地盤に設ける」とは、耐震重要施設が将来活動する可能性のある断層等の露頭がある地盤に設置された場合、その断層等の活動によって安全機能に重大な影響を与えるおそれがあるため、当該施設を将来活動する可能性のある断層等の露頭が無いことを確認した地盤に設置することをいう。

なお、上記の「将来活動する可能性のある断層等」とは、後期更新世以降（約 1 2 ～ 1 3 万年前以降）の活動が否定できない断層等とする。その認定に当たって、後期更新世（約 1 2 ～ 1 3 万年前）の地形面又は地層が欠如する等、後期更新世以降の活動性が明確に判断できない場合には、中期更新世以降（約 4 0 万年前以降）まで遡って地形、地質・地質構造及び応力場等を総合的に検討した上で活動性を評価すること。なお、活動性の評価に当たって、設置面での確認が困難な場合には、当該断層の延長部で確認される断層等の性状等により、安全側に判断すること。

また、「将来活動する可能性のある断層等」には、震源として考慮する活断層のほか、地震活動に伴って永久変位が生じる断層に加え、支持地盤まで変位及び変形が及ぶ地すべり面を含む。」

(3) 「敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド」（甲 6 0）

の「3. 敷地内及び敷地極近傍における地盤の変位に関する調査」（甲60、8頁）では、「3.1 調査方針」として、以下のような方針が示されている。

「（1）重要な安全機能を有する施設の地盤には、将来活動する可能性のある断層等の露頭が無いことを確認する。」

「（2）敷地内及び敷地極近傍に将来活動する可能性のある断層等の露頭が存在する場合には、適切な調査、あるいはその組み合わせによって、当該断層等の性状（位置、形状、過去の活動状況）について合理的に説明されていることを確認する。」

「（3）敷地内及び敷地極近傍に将来活動する可能性のある断層等の露頭が存在する場合には、その断層等の本体及び延長部が重要な安全機能を有する施設の直下に無いことを確認する。なお、将来活動する可能性のある断層等が重要な安全機能を有する施設の直下に無い場合でも、施設の近傍にある場合には、地震により施設の安全機能に影響がないことを、「基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に係る審査ガイド」に基づいて確認する。」

「（4）将来活動する可能性のある断層等とは、震源として考慮する活断層のほか、地震活動に伴って永久変位が生じる断層に加え、支持地盤まで変位及び変形が及ぶ地すべり面が含まれる。」

さらに、同「3.2 敷地内及び敷地近傍の調査」の〔解説〕（甲60、8～9頁）では、以下のように強調されている。

「（1）敷地内及び敷地極近傍においては、地盤のずれによる被害が大きな問題となるため、震源として考慮する活断層のほか、地震活動に伴って永久変位が生じる断層に加え、支持基盤を切る地すべり面を対象とする。」

(4) 「基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に係る審査ガイド」(甲114)は、設置許可基準規則及び同解釈の「趣旨を十分踏まえ、耐震重要施設等の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価の妥当性を厳格に確認するために活用すること」を目的としている(1頁)。

同審査ガイドは、「2. 基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に関する安全審査の基本方針」として、以下のことを定めている。

「・想定される地震動に対して、耐震設計上の重要度分類Sクラスの機器及びシステムを支持する建物及び構築物の安全機能が重大な影響を受けないこと。」

「・地震発生に伴う周辺地盤の変状による建物・構築物間の不等沈下、液状化、揺すり込み沈下等により、当該建物及び構築物の安全機能が重大な影響を受けないこと。」

「・地震発生に伴う地殻変動による基礎地盤の傾斜及び撓みにより、重要な安全機能を有する施設が重大な影響を受けないこと。傾斜及び撓みは、広域的な地盤の隆起及び沈降によって生じるもののほか、局所的に生じるものも含む。」

また、「4. 3 地殻変動による基礎地盤の変形の影響」に対する評価方針として、以下のことを定めている。

「・建物及び構築物の基礎及び躯体に対して、鉛直面内で生じる傾斜や段差(縦ずれ)だけでなく、水平面内で生じるせん断変形や横ずれについても、施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないことが照査されていること。」

「・地殻の広域的な変形(隆起、沈降及び水平変位)については、基礎底面の傾斜について照査されていること。」

「・局所的なものについては、支持地盤の傾斜及び撓みの安全性への影響が大きいおそれがあるため、最新の科学的、技術的知見を踏まえ、安全側の評価が行われていることを確認する。」

(5) 小括

ア 設置許可基準規則 3 条 3 項により、「耐震重要施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。」とされているのであるから、「将来活動する可能性のある断層等」が耐震重要施設の直下にあれば、その一事をもって設置許可基準規則 3 条 3 項違反となる。従って、耐震重要施設の直下に「将来活動する可能性のある断層等」が存在しないことを確認する必要があり、後期更新世以降（約 12～13 万年前以降）の活動が否定できない断層等が耐震重要施設の地盤に存在しないことを安全側に判断する必要がある。

イ 敷地内及び敷地極近傍に「将来活動する可能性のある断層等」の露頭が存在する場合には、当該「断層等」の性状(位置、形状、過去の活動状況)について合理的に説明しなければならない。さらに、「将来活動する可能性のある断層等」が重要な安全機能を有する施設の直下になくとも近傍にある場合は、「基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に係る審査ガイド」に基づいて、地殻の広域的な隆起、沈降等を含めて照査されていること、局所的な基礎地盤変形も含めて、支持地盤の傾斜や撓みにより重要な安全機能を有する施設が重大な影響を受けないことについて安全側に評価しなければならない。この確認がなされていないければ、やはり設置許可基準規則 3 条 3 項違反となる。

3 評価書（乙 4 9）における「F-6 破碎帯」問題の結論とそれに対する疑義

(1) 2014 年 2 月 12 日の平成 25 年度第 4 2 回原子力規制委員会です承された、評価書（乙 4 9）では、「大飯発電所敷地内において重要な安全機能を有する施設の地盤に認められる「新 F-6 破碎帯」については、将来活動する可

能性のある断層等には該当しないと判断する」と結論づけている。しかし、この結論に対しては、①調査内容、②新F-6 破砕帯の連続性の判断の妥当性、③新F-6 破砕帯の活動性についての判断の妥当性観点から疑義がある。

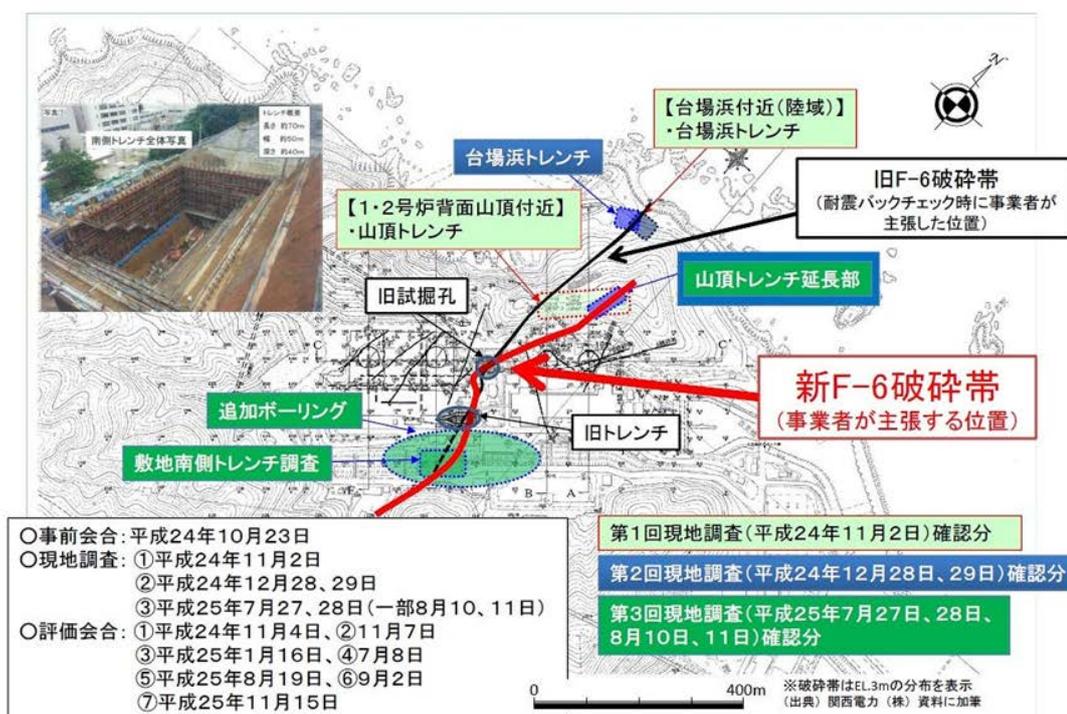


図4 大飯発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合による調査箇所

(2) 調査内容について一調査される事業者側が調査の主導権を握り、原子力規制委員会が要求した調査が行われなかったこと

ア 今回の有識者会合の結論に至った過程においては、事業者として調査される側である訴外関西電力が調査範囲を決定し、トレンチ（調査用の溝）の長さなども全て事業者である訴外関西電力の手にゆだねられた。調査される側の事業者が、自らの都合で調査範囲を決定し、その結果を有識者達は判断することになった。

元々、原子力規制委員会の島崎邦彦委員長代理は本件原子炉の南側に300メートルのトレンチを掘削するよう求めていたが、訴外関西電力は70メートルのトレンチを掘ればその真ん中にF-6 破砕帯が出てくるとして70メートル

ルのトレンチしか掘らなかった。ところが、予想に反して破砕帯が出てきたのはトレンチの東端であったため、島崎委員長代理は「取り逃した」とまで言っていた。しかし結局、原子力規制委員会が求めた調査が行われないうまま、南側トレンチ東端に出てきた破砕帯が「新F-6破砕帯」であるという訴外関西電力の主張が通ってしまった。

イ 本来であれば、原子力規制委員会がイニシアチブを発揮してトレンチ掘削箇所や大きさ等を決定し、事業者である訴外関西電力に従わせるべきであった。しかし、結局原子力規制委員会は事業者に従従し、70メートルの南側トレンチについて「「南側トレンチ」という、写真で見てもおわかりのように、非常に大きなトレンチを事業者が掘った」（2014年2月12日の原子力規制委員会における島崎委員長代理の発言。乙50、16頁）と賞賛しさえした。このような姿勢を取る原子力規制委員会に判断を任せても、安全性を確保することができないのは明らかである。

(3) 新F-6破砕帯の連続性の判断について—新F-6破砕帯が一続きの破砕帯でない可能性に言及

ア 乙49では「新F-6破砕帯」について、「関西電力による今回の調査では、「F-6破砕帯」は、旧試掘坑及び旧トレンチ以外では3/4号炉設置申請時及び耐震バックチェック時とは異なる位置を通過することが確認された」として、訴外関西電力の主張をそのまま認めた（乙49、8頁、45頁図4（前頁図））。

イ しかし一方で、乙49は「ただし、ボーリング調査によって破砕帯の連続性を議論することには限界があるため、新F-6破砕帯が一続きの破砕帯ではない可能性もあるという意見もあった。」（18頁）と記している。これは、「大飯発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合」において、有識者から新F-6の連続性について強い批判が出たためである。ボーリング調査は「大地に針を刺す」ようなものと言われることがあり、面的に広がる地下の地質構造に

ついて、点のようなボーリングコアを採取して調べるという手法であるため、限界があることは否めない。そのような限界ある調査の結果を基に描かれた「新F-6 破砕帯」の連続性については、乙49そのものが、確信には至っていないことを吐露しているのである。

このように、最も基本的な「新F-6 破砕帯」の位置（連続性）について、乙49の結論は大きな疑義があるといわざるを得ず、元々の旧F-6 破砕帯の存在を否定しうるものなのかという点について根本的な疑問が残っている。

(4) 新F-6 破砕帯の活動性の判断—連続性が認められないとしながら、南側トレンチの火山灰評価で、新F-6 破砕帯全体の活動性を否定する暴論

乙49は、新F-6 破砕帯の活動性について「新F-6 破砕帯を対象に行った最新活動ステージの検討結果と、南側トレンチにおける上載地層の観察結果から、新F-6 破砕帯は少なくとも hpm1 火山灰が降下した約23万年前以降、おそらく数十万年前以降活動しておらず、「将来活動する可能性のある断層等」（後期更新世以降 [約12～13万年前以降] の活動が否定できないものをいう）ではないと判断した」（乙49、23頁）と結論づけている。

この判断に至る唯一の物的証拠は、南側トレンチで確認された上載地層とそこに含まれている火山灰である。他は、各ボーリングデータからどの応力場で活動したかを調査・解析する「活動ステージ」の評価に頼っている。

ここでいわれている「活動ステージ」とは、大要以下の通りである。本件の敷地内破砕帯（断層）のずれ方を調査した結果、右ズレ→左ズレ→右ズレという変遷があったことがわかった。その、時代によって変遷したずれ方をステージ「イ」～「ハ」と呼び、「ハ」はさらに二つに細分された。これが本件でいう「活動ステージ」である。ただし、上記変遷は、時期を特定するには至っておらず、単に、そういう変遷があったということが明らかになったレベルにとどまっている。また、それぞれの「活動ステージ」に対応する応力場も復元できたが、この応力場が時代とともに変化してきたことが知られている広域応力

場であるとは限らず、断層運動等に伴う局所的な応力場によるものである可能性もあるため、結局「活動ステージ」による活動時期の特定は不可能となったのである。

他方、南側トレンチについては上載地層との関係で地質年代が特定出来ているため、それを物的証拠として、「新F－6 破砕帯」全体の活動時期を評価することになった。しかし、「新F－6 破砕帯」全体の活動時期を評価するには、これらが一続きの破砕帯であることが前提となる。

しかし、評価書（乙49）は、「活動ステージの検討を行った結果・・・新F－6 破砕帯は、先に“一続きの破砕帯ではない可能性もある”旨の指摘・・・があったが、その可能性を考慮したとしても、すべての区間において、数十万年前以降活動していないと考える」（乙49、22頁）と判断している。すなわち、南側トレンチ内の破砕帯と各ボーリング内の破砕部が連続していない可能性を認めながら、南側トレンチの火山灰によって「新F－6 破砕帯」全体の活動時期を判断するのは乱暴な結論である。このことは、そもそも「新F－6 破砕帯」とは何か、という根本的な疑問を一層深くさせるだけである。

（5）まとめ

先述のように、「将来活動する可能性のある断層等」の認定においては安全側の判断が求められるため（「敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド」、甲60）、「将来活動する可能性のある断層等」が存在することが否定できる明確な証拠がない限り、存在するものとして判断しなければならない。そして、耐震重要施設は「将来活動する可能性のある断層等」の直上に存在することは許されず、もし、耐震重要施設の直下に「将来活動する可能性のある断層等」が存在しているのであれば、当該発電用原子炉は設置許可基準規則違反となる。

そもそも、F－6 破砕帯問題がここまで混乱した根本には、訴外関西電力がF－6 破砕帯について主張を変遷させたということがある。この主張の変遷は、

意図的なものであれば台場浜トレンチの破砕帯（これについては「将来活動する可能性のある断層等」に該当することは否定し得ない）とF-6破砕帯を切り離そうとするものであるし、意図的でなかったとすれば訴外関西電力の調査能力の低さや調査自体の杜撰さを示すものといわざるを得ない。大飯3・4号機に関する福井地方裁判所平成26年5月21日判決（甲115）も、「このような主張（注：F-6破砕帯についての位置についての主張）の変遷がなされること自体、破砕帯の走行状況についての被告（注：訴外関西電力）の調査能力の欠如や調査の杜撰さを示すものであるといえる。」と指摘する。原子力規制委員会としては、事業者の言い分を鵜呑みにするのではなく、規制当局として主体的に調査すべきであった。原子力規制委員会が了承した、「新F-6破砕帯」を「将来活動する可能性のある断層等」ではないとする乙49の評価書は、本書面でこれまで述べた通り内容に疑義があり、一連のF-6破砕帯問題を解決するものではあり得ない。そうであれば、一連のF-6破砕帯問題に関連して、耐震重要施設の直下に「将来活動する可能性のある断層等」が存在することが否定できないことになり、安全側の判断としてそれが存在するものとして判断しなければならないことになるのであるから、設置許可基準規則3条3項に違反するのである。

4 台場浜トレンチ内の破砕帯が、その近傍の重要な安全機能を有する施設に与える影響の有無を原子力規制委員会が全く評価しないまま、本件発電所について新規制基準適合性審査が進んでいること

（1）原子力規制委員会において、台場浜トレンチ内の破砕帯が「将来活動する可能性のある断層等に該当する」との見解が了承されたこと

乙49によると、本件発電所の敷地内に露頭が存在する台場浜トレンチ内の破砕帯については、以下のように記載され、成因はさておき「将来活動する可能性のある断層等に該当する」との見解で有識者会合の見解が一致したという（乙49、26頁～27頁）。そして、乙49については前記の通り2014

年2月12日の原子力規制委員会です承されているので、乙49の記載内容は原子力規制委員会としての見解であるといえる。

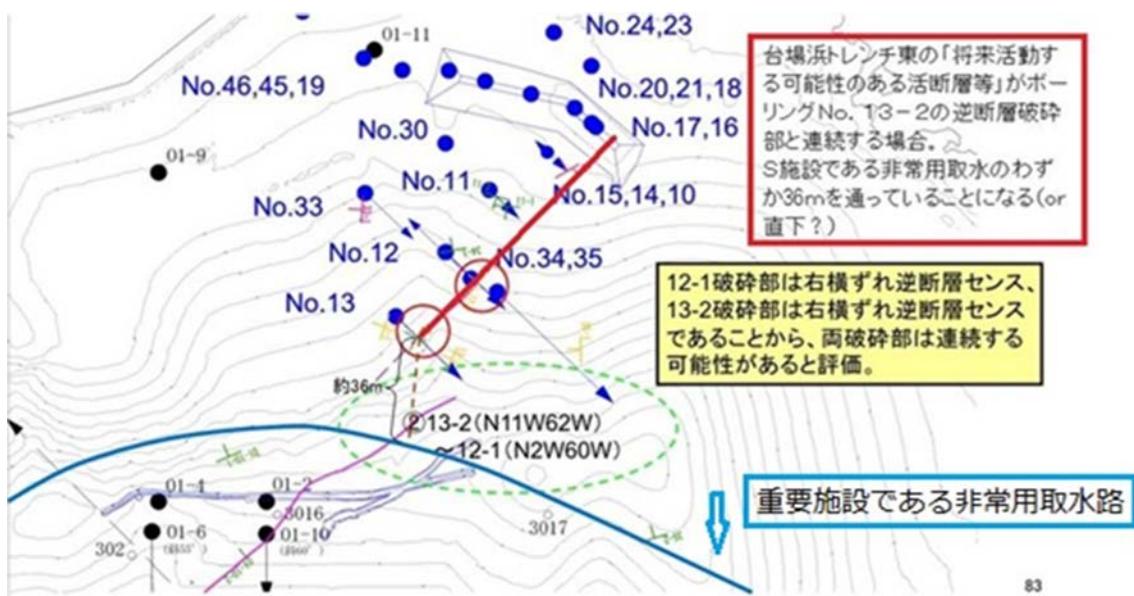
「トレンチ内で認められた、蛇紋岩中の破砕部や蛇紋岩・輝緑岩境界にずれを生じさせている面は、成因について意見が一致しなかったものの、後期更新世以降に活動したことは確かであることから、本評価書では将来活動する可能性のある断層等に該当することとした。ただし、台場浜には重要な安全機能を有する施設は存在していない。また、これら堆積層にずれを生じさせている面は、有識者会合は、前述・・・のとおり新F-6破砕帯とは連続しないと考えている。一方で、堆積層にずれを生じさせている面の新F-6破砕帯以外の方向への連続性については、・・・少なくとも地下深部方向へは連続しないと意見があった。以上より、これら堆積層にずれを生じさせている面は、敷地内の重要な安全機能を有する施設には影響ないと判断される。ただし、これら堆積層にずれを生じさせている面の南方への連続性については、確認が必要ではないかとの意見もあった。」

この見解の持つ意味は、原子力規制委員会としても、本件発電所の敷地内に「将来活動する可能性のある断層等」の露頭が存在することについては認めざるを得なかったということである。

なお、上記した評価書の記載における「南方への連続性について（の）・・・意見」とは、2013年12月27日に開催された有識者会合の評価書案にかかるピア・レビュー会合における、レビュアーの一人である吉岡敏和氏（産業技術総合研究所 活断層・地震研究センター）の発言である（甲116、43～44頁）。吉岡氏の指摘は、台場浜トレンチ内の破砕帯が、その南方のボーリング13-2の破砕部と連続する可能性を指摘するものである。この指摘については、ピア・レビュー会合において島崎委員長代理が「確認してきちん

と記載する」と答え、ピア・レビューの座長である石渡明・日本地質学会会長も、「では、今、そういう御指摘があったということで、ちょっとそれについては、御検討をいただくということで、よろしくお願いします。」（甲116、45頁）とした上で、会合の最後に「それから、台場浜の破碎帯というのはF-6の延長ではないということがわかったわけですが、では、その台場浜の破碎帯はじゃあどこへ行くのかということをもう少しちゃんと——じゃあどこへ行くのかということをはっきりさせたほうがいいのではないかというような御意見。・・・」として、吉岡氏の問題提起を課題として確認した（甲116、50頁）。

しかし、乙49の評価書においては意見があったということしか記載されなかった。



(2) 前記2で説明した「敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド」（甲60）によれば、敷地内及び敷地極近傍に「将来活動する可能性のある断層等」の露頭が存在する場合には、当該「断層等」の性状（位置、形状、過去の活動状況）について合理的に説明しなければならない。さらに、「将来活動する可能性のある断層等」が重要な安全機能を有する施設の近傍にある場

合は、「基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に係る審査ガイド」に基づいて、地殻の広域的な隆起、沈降等を含めて照査されていること、局所的な基礎地盤変形も含めて、支持地盤の傾斜や撓みにより重要な安全機能を有する施設が重大な影響を受けないことについて安全側に評価しなければならない。

台場浜そのものは、耐震重要施設である非常用取水路の近傍（甲64、3頁より読図するとおよそ210メートル程度の距離）にあるし、吉岡氏の指摘した台場浜トレンチ破砕帯のボーリング13-2の方向への連続性が認められるのであれば、同破砕帯は少なくとも非常用取水路から36メートル程度の距離（乙49、74頁より読図）に存在することになり、「敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド」「基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に係る審査ガイド」に基づく確認が要求される。

(3) しかし、原子力規制委員会は上記の確認を全く行っていない。

ア まず、上記評価書は、「台場浜には重要な安全機能を有する施設は存在していない」「これら堆積層にずれを生じさせている面は・・・新F-6破砕帯とは連続しない」として、台場浜自体に耐震重要施設が存在するか否か、あるいは台場浜トレンチ内破砕帯が新F-6と連続するか、という観点にのみ関心を払い、「将来活動する可能性のある断層等」が重要な安全機能を有する施設の近傍にある場合の問題について関心を払っていない。なお、上記評価書には、破砕帯の図に耐震重要分類Sクラスである「海水管トンネル」（原告らが「非常用取水路」と呼んできたもの）の位置が書き加えられている。さらに、「台場浜トレンチ」として「トレンチ内の破砕部を将来活動する可能性のある活断層等と評価」とこれも書き加えられた。しかし、台場浜トレンチ内破砕帯が南方にどこまで伸びているかの、「性状（位置、形状、過去の活動状況）」すなわち走向・傾斜、長さなど、断層の性状を示す評価は一切示されていない。

イ 乙49の評価書を了承した本年2月12日の平成25年度第42回原子力

規制委員会では、更田豊志委員から、「台場浜については活動性を否定しないことになっていて、ただし、ここには安全上重要な施設は、その直上にはないと。そういう意味では、確かに活動性のある断層の露頭に安全上重要な施設を置かないという観点からすれば、安全上重要な施設がないから、その意味ではオーケーなのですけれども、この台場浜辺りのものが動いたときの影響というのはどういうふうに考えればいいのか、もしその見解が今の時点であるのであれば教えていただきたいと思います。」という質問が出された（乙50、17頁）。この更田委員の質問は、前記した重要な安全機能を有する施設の近傍に将来活動する可能性のある断層等が存在する場合の問題点に関連するものである。しかし、島崎委員長代理は「台場浜が地震でもし動くとするれば、それは別のところで評価するということになると思います。それから、本当に地震で動くかどうかについても議論があるところであります。」として、明確に答えなかった（乙50、19頁）。島崎委員長代理のこの回答のうち、「台場浜が地震でもし動くとするれば、それは別のところで評価するということになると思（う）」という部分については、要は、新規制基準適合性審査会合の地震・津波の審査で行うということであるし、台場浜トレンチの破砕帯について「本当に地震で動くかどうかについても議論があるところあります。」とするのは、同破砕帯が「将来活動する可能性のある断層等」という見解で一致した評価書と矛盾する。

ウ 平成25年度第46回原子力規制委員会（2014年3月13日）

この日の原子力規制委員会では、「新規制基準適合性審査の状況について（原子炉設置変更許可関係）」という原子力規制庁からの報告がなされた。その報告においては、審査中のPWRプラント（本件大飯3・4号機を含む）につき地震・津波・火山関係の審議中の主な課題の一覧表が示されている。その表では、本件大飯3・4号機について、「敷地内の破砕帯」の問題については記載がなく、すなわち「敷地内の破砕帯」の問題は審議済みとして取

り扱われている（甲 1 1 7）。

エ 小括

このように、台場浜トレンチ内の破砕帯に関連して、重要な安全機能を有する施設の近傍に将来活動する可能性のある断層等が存在する場合についての基準適合性にかかる問題点は、原子力規制委員会においては全く検討されていない。このことは、台場浜トレンチ内の破砕帯に関連して、本件発電所の耐震重要施設である非常用取水路が「変位が生ずるおそれがない地盤に設け」られていることの確認がされないまま、新規制基準適合性審査が進んでいることを意味する。

(4) まとめ

以上より、大飯 3・4 号機について、関西電力、原子力規制委員会は敷地内に断層露頭が存在し、「将来活動する可能性のある断層等」と評価される台場浜トレンチ内の破砕帯について、「基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に係る審査ガイド」に基づき、地殻の広域的な変形（隆起、沈降及び水平変位）及び局所的な基礎地盤変形も含めて、支持地盤の傾斜や撓みにより重要な安全機能を有する施設が重大な影響を受けないことについて安全側に立った評価を示さなければならないところ、それが全く行われていないので、設置許可基準規則（甲 4 2）3 条 3 項の「耐震重要施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。」という条件に適合していることの確認がされていないことになり、設置許可基準規則 3 条 3 項に違反する。

以上